

観音寺市後援名義等の使用承認に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、団体等が実施する事業又は行事（以下「事業」という。）において、観音寺市（以下「市」という。）が行う共催、協賛及び後援の名義（以下「後援名義等」という。）の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 市が主催者の一員として事業の企画又は実施に参画することをいう。
- (2) 協賛 市が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表し支援することをいう。
- (3) 後援 市が事業の趣旨に賛同の意を表することをいう。

(承認の基準)

第3条 後援名義等の使用は、次の各号のすべてに該当するものに限り承認する。

- (1) 市の施策の推進に寄与すると認められる事業であること。
- (2) 広く市民を対象とした事業であって、原則として観音寺市内が開催地であること。
ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業の遂行能力が十分であると認められるものが主催する事業であること。
- (4) 事業の開催場所が、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (5) 収益等を伴う事業にあつては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、後援名義等の使用を承認しない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 市の政治的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 市の宗教的中立性を損なうおそれのあるもの

(4) 営利又は商業宣伝を主目的としているもの

(5) その他、後援名義等の使用にふさわしくないもの

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付して承認することができる。

(賞状等の交付)

第4条 市が後援名義等の使用承認を行う事業のうち、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できる事業又は市長が特に認めた事業については、賞状等を交付することができる。

(承認の期間)

第5条 市が後援名義等の使用について承認する期間は、後援名義等の使用を承認する日から事業が終了する日までとする。ただし、その期間は1年を超えないものとする。

(承認の申請)

第6条 市の後援名義等の使用承認を受けようとする団体等は、後援名義等使用承認申請書(様式第1号)又はこれに準ずる書類により申し込まなければならない。また、申請書には、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業の目的及び計画を明らかにする書類(予算書を含む。)

(2) 団体等の規約、会則その他主催者の概要、活動目的及び活動実績を表す書類

(3) 役員その他事業関係者の住所、役職名等を明らかにする書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、申請を受け付けた日から14日以内に第3条に規定する基準により可否を決定し、当該団体等に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 団体等は、前条の規定に基づく承認を受けた後に事業計画に大幅な変更が生じた場合は、速やかに後援名義等使用承認変更申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、第3条に規定する基準により可否を決定し、当該団体等に通知するものとする。

3 団体等は、事業を取りやめるときは、速やかに書面で市長に届けなければならない。

(事業の完了報告)

第9条 事業を実施した団体等は、事業終了後1か月以内に後援名義等使用事業実施報告書(様式第3号)又はこれに準ずる書類を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 市長は、後援名義等の使用承認後において、第3条第1項に規定する基準に適合しない事実が判明したとき、又は同条第2項に規定する基準に該当する事実が判明したときは、団体等に通知し、その承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、市はその賠償の責めを負わない。

(事務主管課等)

第11条 団体等から事業の後援名義等の使用承認申請があったときは、当該事業の趣旨に関連する事務を所掌する課等(以下「担当課等」という。)が必要な事務手続きを行うものとする。ただし、担当課等が不明確な場合は、政策部秘書課長が関係課との調整にあたり、担当課等を決定するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、後援名義等の使用承認に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。